

平成22年10月29日 金曜日

福島県報号外第47号別冊

福島県人事行政の運営等の状況

平成22年10月

～ 目 次 ～

	頁
人事行政の運営の状況	
1 職員の任免及び職員数に関する状況	
(1) 職員数の状況と主な増減理由	1
(2) 職員数適正管理の数値目標及び進捗状況等	2
(3) 職員の採用及び退職の状況	2
2 職員の給与の状況	
(1) 総括	3
(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況	3
(3) 一般行政職の級別職員数等の状況	4
(4) 職員の手当の状況	5
(5) 特別職の報酬等の状況	10
(6) 公営企業職員の状況	
ア 工業用水道事業（企業局）	11
イ 地域開発事業（企業局）	13
ウ 病院事業（病院局）	15
3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	
(1) 職員の勤務時間の状況	19
(2) 職員の年次有給休暇の使用状況	19
(3) 病気休暇及び特別休暇の状況	19
(4) 育児休業等の利用状況	20
(5) 介護休暇の取得状況	20
4 職員の分限及び懲戒処分の状況	
(1) 分限処分の状況	21
(2) 懲戒処分の状況	22
5 職員のサービスの状況	23
6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況	
(1) 研修の実施状況	24
(2) 勤務成績の評定の状況	25
7 職員の福祉及び利益の保護の状況	
(1) 職員の福利厚生の実施状況	26
(2) 公務災害等の状況	29
(3) 職員の利益の保護の状況	29
8 その他知事が必要と認める事項	
(1) 公益通報の状況	29
(2) 職員に対する働きかけに関する対応状況	29
福島県人事委員会の業務報告（平成21年度）	
1 職員の競争試験及び選考の状況	30
2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	33
3 勤務条件に関する措置の要求の状況	33
4 不利益処分に関する不服申立ての状況	33
5 人事行政相談の状況	34
6 その他	34

I 人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員数の状況と主な増減理由

(各年度4月1日現在)

機 関 名	職 員 数			対 前 年 度 増 減 数	理 由
	平成20年度	平成21年度	平成22年度		
知事部局	5,550 (93)	5,423 (123)	5,308 (166)	△115 (43)	業務効率化等による減
企業局	47 (4)	42 (4)	41 (4)	△1 (0)	業務効率化による減
病院局	804 (7)	778 (18)	735 (20)	△43 (2)	退職者の増加による減
議会事務局	36 (0)	36 (0)	36 (0)	0 (0)	
教育委員会	17,689 (31)	17,655 (16)	17,488 (22)	△167 (6)	児童・生徒数の減少に伴う減
警察本部	3,680 (12)	3,662 (14)	3,690 (13)	28 (△1)	採用者数の増
選挙管理委員会事務局	5 (0)	5 (0)	5 (0)	0 (0)	
監査委員事務局	25 (0)	25 (0)	24 (0)	△1 (0)	業務効率化による減
人事委員会事務局	13 (0)	13 (0)	12 (0)	△1 (0)	
労働委員会事務局	12 (0)	11 (0)	11 (0)	0 (0)	
海区漁業調整委員会事務局	6 (0)	6 (0)	6 (0)	0 (0)	
合 計	27,867 (147)	27,656 (175)	27,356 (225)	△300 (50)	

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、()内は再任用短時間勤務職員※で外書です。

※ 再任用短時間勤務職員

地方公務員法（以下「法」という。）第28条の5の規定に基づき、定年退職者で、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種のもの占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるもの。）に採用された職員

(2) 職員数適正管理の数値目標及び進捗状況等

ア 知事部局では、平成18年度から平成22年度を期間とする行財政改革大綱に基づき、アウトソーシングの推進、ITの活用等による事務事業の見直しなどにより、5年間で350人の職員数を削減することとしていましたが、平成22年4月1日現在までの4年間で398人を削減し、1年前倒しで削減目標を達成しています。

(7) 削減目標

(単位：人)

	平成18年4月1日	平成23年4月1日	削減目標
条例定数改正	5,862	5,512	△350

(1) 削減実績（各年4月1日現在）

(単位：人)

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	削減実績合計
知事部局職員数	5,706	5,644	5,550	5,423	5,308	
削減実績		△62	△94	△127	△115	△398

イ 知事部局以外の機関においても、それぞれアウトソーシングの推進、業務の効率化等により、定員の一層の適正管理に努めています。

(3) 職員の採用及び退職の状況

平成21年度に採用及び退職した職員の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区分 職種	平成19年度		平成20年度		平成21年度				
	採用	退職	採用	退職	採用	退職			計
						定年	勸奨	その他	
一般行政職	126 (24)	303 (3)	155 (76)	305 (9)	148 (110)	164	75	85 (24)	324 (24)
医療職	48 (6)	166 (2)	71 (11)	97 (2)	55 (19)	41	15	39 (6)	95 (6)
技能労務職	0 (12)	17 (0)	1 (22)	19 (6)	0 (29)	18	2	2 (11)	22 (11)
教育職	257 (56)	430 (66)	236 (84)	390 (21)	280 (29)	268	86	73 (5)	427 (5)
公安職	194	188	195 (11)	172 (11)	193 (15)	75	19	43 (11)	137 (11)
合計	625 (98)	1,104 (71)	658 (204)	983 (49)	676 (202)	566	197	242 (57)	1005 (57)

(注) 1 「一般行政職」欄には、他に区分されない職種を含みます。

2 ()内は再任用職員であり、外書です。

2 職員の給与の状況

(1) 総括

ア 人件費の状況（普通会計決算見込み）

区 分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A
平成21年度	人 2,051,626	千円 889,520,993	千円 2,749,801	千円 264,714,183	% 29.8
平成20年度	2,063,769	833,847,540	2,532,495	267,294,764	32.1
平成19年度	2,075,555	820,743,727	2,326,147	278,937,553	34.0

イ 職員給与費の状況（普通会計決算見込み）

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給与費 B / A
		給 料	職員手当	期末手当・勤続手当	計 B	
平成21年度	29,821	千円 126,444,073	千円 23,066,650	千円 47,796,959	千円 197,307,682	千円 6,616
平成20年度	30,443	127,674,745	23,779,322	50,085,165	201,539,232	6,620
平成19年度	30,425	132,325,940	24,179,834	53,516,112	210,021,886	6,903

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、特別職を除いた普通会計職員数であり年度中の増減を平均したものです。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（各年度4月1日現在）

	一般行政職		技能労務職		高等学校教育職		小・中学校教育職		公安職	
	H21.4.1	H22.4.1								
平均年齢	歳月 43.8	歳月 43.8	歳月 50.8	歳月 51.5	歳月 43.1	歳月 43.2	歳月 44.5	歳月 45.1	歳月 40.7	歳月 40.4
平均給料月額	円 347,200	円 344,900	円 363,600	円 364,400	円 385,100	円 383,300	円 390,200	円 391,700	円 337,100	円 332,100
平均給与月額	円 420,122	円 417,201	円 408,000	円 407,294	円 435,428	円 428,880	円 438,716	円 434,838	円 454,412	円 447,432

(注) 1 「平均給料月額」とは、各年度4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

3 平成20年4月1日から平成23年3月31日までの間、一般職の職員のうち、管理職については給料月額の5%、管理職以外については2.2%の減額措置を行っています。また、管理職については、給料の特別調整額の10%から20%の減額措置を行っています。

イ 職員の初任給の状況（平成22年4月1日現在）

区 分		初任給	2年後の給料	区 分		初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	181,800円	193,400円	小・中学校 教育職	大学卒	203,100円	215,800円
	高校卒	146,900円	157,000円		高校卒	157,500円	171,100円
技能労務職	高校卒	155,250円	166,750円	公 安 職	大学卒	208,000円	227,300円
	中学卒	139,800円	148,450円		高校卒	167,500円	188,400円
高等学校 教育職	大学卒	203,100円	215,900円				
	高校卒	157,500円	171,100円				

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成22年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	265,200円	322,700円	363,900円
	高校卒	212,100円	263,000円	323,100円
技能労務職	高校卒	在職者なし	246,000円	296,700円
	中学卒	在職者なし	在職者なし	255,300円
高等学校教育職	大学卒	305,600円	357,200円	397,900円
	高校卒	在職者なし	在職者なし	322,900円
小・中学校教育職	大学卒	307,300円	361,800円	393,800円
	高校卒	在職者なし	在職者なし	在職者なし
公安職	大学卒	287,600円	336,300円	379,400円
	高校卒	251,200円	292,100円	337,000円

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

ア 一般行政職の級別職員数の状況（平成22年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数(各年4月1日現在)			構成比
		H20	H21	H22	H22
1級	係員	人 325	人 304	人 355	% 5.8
2級	係員	486	445	388	6.4
3級	主査	1,248	1,184	1,144	18.8
4級	本庁副課長、出先課長	1,955	1,925	2,006	32.9
5級	本庁副課長、出先次長	888	936	924	15.2
6級	本庁課長、出先所長	1,205	1,159	1,026	16.8
7級	本庁課長、出先所長	166	162	171	2.8
8級	本庁次長	53	51	51	0.8
9級	本庁部長、地方振興局長	30	30	28	0.5
10級	本庁部長	2	2	2	0.0
計		6,358	6,198	6,095	100.0

(注) 1 「職員の給与に関する条例」に基づく行政職給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

イ 一般行政職の標準を超える昇給の状況

勤務成績が特に優秀である場合等に、上位の号給に昇給させることができるものです。

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
職員数	人	人	人
A	6,509	6,358	6,198
実施職員数	人	人	人
B	697	629	672
比率	%	%	%
B/A	10.7	9.9	10.8

(注) 職員数は各年度4月1日現在の一般行政職員数です。

(4) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

年間4.05月分が2回に分けて支給されます。

福 島 県		国	
1人当たり平均支給額（平成21年度）		—	
1,714千円			
（平成21年度支給割合）		（平成21年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.65月分	1.4月分	2.75月分	1.4月分
(1.45)月分	(0.7)月分	(1.55)月分	(0.75)月分
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5～20%	・役職加算	5～20%
・管理職加算	15～25%	・管理職加算	10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（平成22年4月1日現在）

福 島 県			国		
1人当たり平均支給額（平成21年度）			—		
自己都合	7,126千円				
勸奨・定年	28,159千円				
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です(特別職を除く)。

ウ 地域手当（平成22年4月1日現在）

県外の特定地域に勤務する職員及び採用が困難な医師に対して支給されます。

支給実績（平成21年度普通会計決算見込み）	52,520千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（同上）	691,052円		
支給対象地域等	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区	18%	27人	18%
大阪市	15%	5人	15%
東京都府中市	12%	1人	12%
名古屋市	12%	3人	12%
札幌市	3%	5人	3%
仙台市	6%	5人	6%
多賀城市	3%	1人	3%
医師	15%	32人	15%

エ 特殊勤務手当（平成22年4月1日現在）

危険、不快、不健康又は困難な業務に従事する職員に対して支給されます。

支給実績（平成21年度普通会計決算見込み）	1,394,676千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（同上）	126,501円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成21年度）	41.0%		
手当の種類（手当数）	29		
手当の名称	支給対象職員等	支給対象業務の内容	支給単価
危険現場作業手当	建設事務所等に勤務する職員	高所、トンネル内、道路上等の危険な現場において行う作業に従事した場合	日額240円～610円
水中作業手当	水産試験場等に勤務する職員	潜水作業、冬期間における魚類の採卵作業等に従事した場合	日額270円～1,500円
爆発物取扱等作業手当	警察職員又は地方振興局に勤務する職員	爆発物の処理作業、火薬類、高圧ガス等製造施設において行う災害調査等の作業等に従事した場合	日額250円～4,600円
航空業務手当	右記業務に従事した職員	航空機に搭乗して行う災害調査、捜索救難等の作業に従事した場合	1件当たり1,900円～5,100円
家畜等取扱手当	畜産研究所、家畜保健衛生所、保健福祉事務所等に勤務する職員	種雄牛馬豚の精液の採取、家畜保健衛生に関する病性鑑定、とさつ検査等の作業に従事した場合	月額4,000円 日額240円～1,740円
死体処理手当	警察本部（検視等）の職員	死体の処理、検視等の作業に従事した場合	日額1,100円～2,200円 （死体収容、搬送等） 1体3,200円（検視、解剖補助）
感染症防疫等作業手当	保健福祉事務所、家畜保健衛生所等に勤務する職員	感染症汚染区域における診療、家畜伝染病汚染区域等における防疫作業等の作業に従事した場合	日額290円
有害物等取扱手当	試験研究機関等に勤務する職員	有害物又は薬物を使用して行う試験、研究等のうち著しく健康を害するおそれがある作業に従事した場合	日額290円
放射線取扱手当	診療放射線技師又は試験研究機関に勤務する職員等	エックス線照射装置等による放射線を照射する作業に従事した場合	日額240円
災害応急作業等手当	右記業務に従事した職員	重大な自然災害、事故災害の発生現場等における災害警備、遭難救助等の作業に従事した場合	日額480円～840円
用地交渉等手当	建設事務所等に勤務する職員	現地において公共用地取得交渉、損失補償交渉の業務に従事した場合	日額650円 正規の勤務時間外50/100加算
教員特殊業務手当	県立学校又は市町村立学校の教諭等	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務、宿泊を伴う引率指導業務等に従事した場合	日額1,200円～6,400円

教育業務連絡指導手当	県立学校又は市町村立学校の教諭	教務、生徒指導等の業務に当たる主任等で困難な業務に従事した場合	日額200円
県税賦課徴収手当	地方振興局（県税部）等に勤務する職員	県税の賦課又は徴収のため納税者、滞納者等に直接接し、又はこれらに係る機関を訪問して行う業務に従事した場合	日額1,050円 月額20,000円（専ら従事）
技術者養成指導手当	高等技術専門校等の職員又は右記の訓練指導に従事した職員	教育職給料表の適用を受けない職員が、職業教育等の専門的知識を必要とする授業を担当し、又は消防に関する訓練指導等に従事した場合	日額460円（訓練指導） 給料月額×6/100等（授業担当）
乗船業務手当	右記業務に従事した職員	漁業指導船に乗り組み、漁業に関する指導、航海実習指導等の業務に従事した場合	日額490円
保健福祉等特殊業務手当	保健福祉事務所等に勤務する職員	生活保護法、児童福祉法等の保健衛生関係法の規定により、要保護者等に接して行う一定の業務に従事した場合	日額340円～610円 月額12,800円（生活保護関連対象職に専ら従事）
夜間等特殊業務手当	警察署、児童相談所等に勤務する職員	深夜に行われる犯罪捜査、交通取締り、要保護児童の介助等の業務に従事した場合	1件当たり230円～7,200円
環境衛生検査等作業手当	右記業務に従事した職員	公害防止に関する法令の規定に基づき現地で行う健康被害のおそれがある検査の作業等に従事した場合	日額350円
犯則取締等手当	地方振興局（県税部）に勤務する職員等	地方税法の規定に基づく犯罪事件の捜査、漁業法等の規定に基づく検査、検挙等の業務に従事した場合	日額500円～550円
犯罪捜査等手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	防弾装備を装着して行う銃器犯罪捜査、その他の犯罪捜査、被疑者の逮捕の業務に従事した場合	日額310円～1,640円
交通取締等手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	道路上において行う道路交通法等違反者の取締り等の業務に従事した場合	日額280円～460円
鑑識作業手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	犯罪鑑識の作業並びに理化学、法医学又は銃器弾薬類の知識を利用して行う鑑定作業に従事した場合	日額310円～560円
護衛等手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	天皇、皇族等の身辺警護、核燃料物質等の輸送警備の業務に従事した場合	日額640円～1,150円
警ら手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	警ら、治安警備又は雑踏警備に係る警備実施の業務に従事した場合	日額340円～560円
病院等特殊業務手当	総合療育センター等に勤務する職員	入院病棟における困難な医療業務等に従事した場合	日額410円 月額20,000円～50,000円（専ら従事）

野犬捕獲作業手当	保健福祉事務所に勤務する職員	野犬、こう傷犬等の捕獲又は抑留の作業等に従事した場合	日額350円～1,100円 月額7,500円
兼任授業担当手当	高等学校に勤務する教諭等	本務としての業務以外に行う高等学校の夜間の課程の授業等に従事した場合	授業1単位時間1,200円
多学年学級担当手当	小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する教育職員で規則で定めるもの	2又は3の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導	日額290円等

オ 時間外勤務手当

正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給されます。

支給実績（平成21年度普通会計決算見込み）	3,992,773千円
職員1人当たり平均支給年額（同上）	532千円
支給実績（平成20年度普通会計決算）	4,187,779千円
職員1人当たり平均支給年額（同上）	543千円

カ その他の手当（平成22年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （平成21年度普通会計決算見込み）	支給職員1人当たり平均支給年額 （同左）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 （支給額） 配偶者13,000円等	同じ	—	3,444,936千円	234,572円
住居手当	借家等に居住している職員（月額9,500円を超える家賃を支払っている者に限る） （支給額） 借家等：上限27,000円	一部異なる	支払家賃9,500円以上を対象	2,170,847千円	132,207円
初任給調整手当	医療職給料表（一）の適用を受ける職員で採用困難と認められる職等に一定期間支給 （支給額） 勤務地及び支給年次に応じた額	一部異なる	人材確保等のため当分の間50,000円を加算した額を支給	96,094千円	2,343,756円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担し、又は自動車等交通用具を使用することを常例とする職員等に支給 （支給額） 交通機関利用：6箇月定期券等の価額による一定額 交通用具使用：通勤距離に応じた額（上限43,100円）	一部異なる	運賃等相当額が61,000円超の場合、超える額の1/2を加算	3,306,237千円	148,301円

単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活する職員に支給 (支給額) 基本額23,000円、距離に応じた加算額6,000円～45,000円	一部異なる	加算額の交通距離区分について300kmまでを交通距離50kmごとに区分	429,275千円	320,115円
管理職手当 (給料の特別調整額)	管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で指定する職にある職員に支給 (支給額) 職務の級及び職の区分に応じた額(定額)	一部異なる	一般行政職の場合、4級5種45,400円～10級1種139,300円を支給	1,870,304千円	638,765円
特地勤務手当等	山間地その他生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務している職員に支給 (支給額) 給料及び扶養手当の月額合計額に支給地域ごとに定める割合を乗じた額	同じ	—	508,371千円	434,505円
定時制通信教育手当	県立高等学校において定時制の課程又は通信教育に従事する教育職員に支給 (支給額) 月額8,000円～24,000円			45,374千円	321,801円
産業教育手当	県立高等学校において産業教育に従事する教育職員に支給 (支給額) 月額11,000円～23,000円			218,901千円	376,765円
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校、高等学校又は市町村立学校に勤務する教育職員に支給 (支給額) 11,700円以内で職務の級及び号給に応じた額			2,236,044千円	136,903円
農林漁業普及指導手当	農業、林業又は水産業に関する普及指導員の職務に従事する職員に支給 (支給額) 給料月額の8/100の額			76,657千円	327,594円
宿日直手当	宿直又は日直勤務に従事した場合に支給 (支給額) 勤務1回につき一般職員の場合5,300円、医師が入院患者の病状等の急変等に対処する場合20,000円等	同じ	—	74,603千円	163,962円

管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日等に一定時間以上やむを得ず勤務した場合に支給 (支給額) 勤務1回につき定額(管理職手当の支給率に応じ定める額)	同じ	—	49,369千円	414,865円
夜勤手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給 (支給額) 勤務した全時間に対し、勤務1時間当たりの給与額の25/100の額	同じ	—	367,637千円	147,054円
休日給	祝祭日及び年末年始の休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員に支給 (支給額) 勤務した全時間に対し、勤務1時間当たりの給与額の135/100の割合を乗じた額	同じ	—	941,228千円	364,534円
寒冷地手当	基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日)において、支給対象地域に在勤する職員に支給 (支給額) 基準日における地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じた定額	同じ	—	584,266千円	70,334円

(5) 特別職の報酬等の状況(平22年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等
給料	知 事	1,056,000円
	副 知 事	875,500円
議員報酬	議 長	959,500円
	副 議 長	855,000円
	議 員	788,500円
期末手当	知 事	(平成21年度支給割合) 3.05月分
	議 長	(平成21年度支給割合) 3.05月分
退職手当	知 事	(算定方式) (支給時期) 給料月額×在職月数×支給率(65/100) 任期ごと
	副 知 事	" (55/100) "

(注) 知事・副知事の給料については、「知事等の給与の特例に関する条例」に基づき、それぞれ20%、15%、議長・副議長・議員の議員報酬については、「福島県議会の議員の議員報酬の特例に関する条例」に基づき5%減額された後の額です。

(6) 公営企業職員の状況

ア 工業用水道事業（企業局）

(7) 職員給与費の状況（平成21年度は決算見込み。平成20～19年度は決算額）

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A
21年度	千円 2,188,497	千円 386,285	千円 312,106	% 14.3
20年度	2,462,455	193,462	346,856	14.1
19年度	2,615,202	72,371	388,472	14.9

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	職 務 給 付 ・ 職 務 給 付	計 B	
21年度	人 36	千円 153,780	千円 26,983	千円 62,216	千円 242,979	千円 6,749
20年度	38	171,605	27,005	72,274	270,884	7,129
19年度	41	195,075	29,802	83,504	308,381	7,521

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数は、年度中の職員数の増減を平均したものです。

(イ) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
21年度	歳 52.4	円 367,435	円 556,016
20年度	52.3	378,478	575,125
19年度	50.9	413,823	626,790

(注) 平均月収額には、期末手当・勤勉手当等を含みます。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

工業用水道事業		普通会計	
1人当たり平均支給額（平成21年度） 1,728千円		1人当たり平均支給額（平成21年度） 1,714千円	
(21年度支給割合) 期末手当 2.65月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.4月分 (0.7)月分		(21年度支給割合) 期末手当 2.65月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.4月分 (0.7)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

b 退職手当（平成22年4月1日現在）

工業用水道事業			普通会計		
1人当たり平均支給額（平成21年度）			1人当たり平均支給額（平成21年度）		
	自己都合	- 千円		自己都合	7,126千円
	勸奨・定年	- 千円		勸奨・定年	28,159千円
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	勤続20年	23.5 月分	30.55 月分
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	勤続25年	33.5 月分	41.34 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （2%~20%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （2%~20%加算）		

c 地域手当（平成22年4月1日現在）

支給総額（平成21年度決算見込み）	支給対象者なし
支給職員1人当たり平均支給年額（同上）	支給対象者なし

d 特殊勤務手当（平成22年4月1日現在）

支給総額（平成21年度決算見込み）	52千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（同上）	6,490円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成21年度）	22.2%		
手当の種類（手当数）	3		
手当の名称	支給対象職員等	支給対象業務の内容	支給単価
危険現場作業手当	出先機関職員	高所、トンネル内、道路上等の危険な現場において行う作業に従事した場合	日額240円~450円
災害応急作業手当	出先機関職員	重大な災害が発生した箇所において行う巡回監視、応急作業等に従事した場合	日額480円~730円
用地交渉等手当	出先機関職員	現場において事業に必要な土地の取得等に係る交渉等に従事した場合	日額650円 正規の勤務時間外50/100加算

e 時間外勤務手当

支給実績（平成21年度決算見込み）	6,933千円
職員1人当たり平均支給年額（同上）	257千円
支給実績（平成20年度決算）	6,141千円
職員1人当たり平均支給年額（同上）	198千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

f その他の手当（平成22年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 (平成21年度 決算見込み)	支給職員1人 当たり平均支 給年額 (同左)
扶養手当	知事部局に同じ			6,789千円	242,464円
住居手当	知事部局に同じ			2,174千円	94,517円
通勤手当	知事部局に同じ			3,097千円	110,594円
管理職手当	知事部局に同じ			7,217千円	801,918円
単身赴任手当	知事部局に同じ			714千円	357,000円

(注) 支給実績のある手当のみ記載しています。

イ 地域開発事業（企業局）

(7) 職員給与費の状況（平成21年度は決算見込み。平成20～19年度は決算額）

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A
	千円	千円	千円	%
21年度	366,546	△ 327,814	59,396	16.2
20年度	4,163,777	△1,457,342	71,026	1.7
19年度	1,786,236	△1,041,698	85,202	4.8

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤続	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
21年度	8	30,461	6,892	11,930	49,283	6,160
20年度	10	36,263	8,086	14,471	58,820	5,882
19年度	11	43,899	9,012	18,297	71,208	6,473

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数は、年度中の職員数の増減を平均して算出したものです。

(4) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
	歳	円	円
21年度	41.3	333,315	513,367
20年度	39.1	314,667	490,167
19年度	40.6	344,608	539,453

(注) 平均月収額には、期末手当・勤勉手当等を含みます。

(7) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

地域開発事業	普通会計
1人当たり平均支給額（平成21年度） 1,491千円	1人当たり平均支給額（平成21年度） 1,714千円
(21年度支給割合) 期末手当 2.65月分 勤勉手当 1.4月分 (1.45)月分 (0.7)月分	(21年度支給割合) 期末手当 2.65月分 勤勉手当 1.4月分 (1.45)月分 (0.7)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

b 退職手当（平成22年4月1日現在）

地域開発事業	普通会計
1人当たり平均支給額（平成21年度） 自己都合 -千円 勤奨・定年 -千円	1人当たり平均支給額（平成21年度） 自己都合 7,126千円 勤奨・定年 28,159千円
(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 -月分 -月分 勤続25年 -月分 -月分 勤続35年 -月分 -月分 最高限度額 -月分 -月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (-%~-%加算)	(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 23.5月分 30.55月分 勤続25年 33.5月分 41.34月分 勤続35年 47.5月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)

(注) 平成21年度における退職者はいません。

c 地域手当（平成22年4月1日現在）

支給総額（平成21年度決算見込み）	支給対象者なし
支給職員1人当たり平均支給年額（同上）	支給対象者なし

d 特殊勤務手当（平成22年4月1日現在）

支給総額（平成21年度決算見込み）	1千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（同上）	650円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成21年度）	25.0%		
手当の種類（手当数）	1		
手当の名称	支給対象職員等	支給対象業務の内容	支給単価
用地交渉等手当	本局職員	現地において事業に必要な土地取得に係る交渉等に從事した場合	日額650円 正規の勤務時間外50/100加算

e 時間外勤務手当

支給実績（平成21年度決算見込み）	2,042千円
職員1人当たり平均支給年額（同上）	340千円
支給実績（平成20年度決算）	2,975千円
職員1人当たり平均支給年額（同上）	186千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

f その他の手当（平成22年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （平成21年度 決算見込み）	支給職員1人 当たり平均支給 年額 （同左）
扶養手当	知事部局に同じ			1,537千円	256,167円
住居手当	知事部局に同じ			1,012千円	202,400円
通勤手当	知事部局に同じ			973千円	139,013円
管理職手当	知事部局に同じ			1,294千円	646,778円

（注）支給実績のある手当のみ記載しています。

ウ 病院事業（病院局）

(7) 職員給与費の状況（平成21年度は決算見込み。平成20～19年度は決算額）

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A
	千円	千円	千円	%
21年度	13,468,138	△1,733,783	8,328,634	61.8
20年度	13,929,798	△2,261,890	8,293,993	59.5
19年度	14,568,561	△1,954,632	8,239,078	56.6

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	職務・勤務	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
21年度	798	3,222,685	1,217,861	1,254,524	5,695,070	7,137
20年度	824	3,370,950	1,270,209	1,353,855	5,995,014	7,276
19年度	830	3,474,827	1,155,663	1,443,108	6,073,598	7,318

（注）1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数は、年度中の職員数の増減を平均したものです。

(4) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況

	区分	平均年齢	基本給	平均月収額
		歳	円	円
医 師	21年度	43.0	513,592	1,428,532
	20年度	46.1	548,240	1,422,261
	19年度	42.1	540,036	1,238,421
看護師	21年度	42.8	331,578	524,040
	20年度	41.0	328,871	524,631
	19年度	41.0	327,635	526,986
事務職員	21年度	43.8	340,935	553,058
	20年度	42.0	345,795	560,696
	19年度	42.9	373,149	606,196

（注）平均月収額には、期末手当・勤勉手当等を含みます。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

病院事業		普通会計	
1人当たり平均支給額（平成21年度） 1,566千円		1人当たり平均支給額（平成21年度） 1,714千円	
(平成21年度支給割合) 期末手当 2.65月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.40月分 (0.70)月分		(平成21年度支給割合) 期末手当 2.65月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.40月分 (0.70)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

b 退職手当（平成22年4月1日現在）

病院事業			普通会計		
1人当たり平均支給額（平成21年度） 自己都合 3,860千円 勸奨・定年 27,500千円			1人当たり平均支給額（平成21年度） 自己都合 7,126千円 勸奨・定年 28,159千円		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		

c 地域手当（平成22年4月1日現在）

支給総額（平成21年度決算見込み）		49,250千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（同上）		864,035円	
支給対象地域等	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
医師・歯科医師	15%	55人	0%

d 特殊勤務手当（平成22年4月1日現在）

支給総額（平成21年度決算見込み）	192,697千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（同上）	27,577円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成21年度）	74.3%		
手当の種類（手当数）	9		
手当の名称	支給対象職員等	支給対象業務の内容	支給単価
航空業務手当	右記業務に従事した医師又は看護師	航空機に搭乗して行う患者搬送等に従事した場合	1時間1,900円
死体処理手当	右記業務に従事した看護師又は臨床検査技師	死体処理作業又は解剖補助作業に従事した場合	日額1,100円等
感染症防疫等作業手当	県立病院に勤務する医師、看護職員等	感染症病棟又は病室内において患者の診療、看護等業務に従事した場合	日額290円
有害物等取扱手当	県立病院に勤務する職員	著しく健康を害するおそれがある有害薬物調剤業務等に従事した場合	日額290円～390円
放射線取扱手当	診療放射線技師等	エックス線その他放射線を人体に照射する作業等に従事した場合	日額240円等
特殊環境内作業手当	勤務環境が劣悪な作業場における業務に従事するボイラー技師等	高温多湿、騒音又は悪臭等により勤務環境が劣悪な作業場等において一定時間以上の作業に従事した場合	日額250円～290円
保健福祉等特殊業務手当	県立病院に勤務する職員	精神保健及び精神障害福祉に関する法律の規定により、精神障がい者に直接接して行う診察立会又は移送業務に従事した場合	日額340円
夜間等特殊業務手当	県立病院に勤務する職員	深夜に行われる看護の業務に従事した場合	1回1,240円～3,300円
病院等特殊業務手当	県立病院に勤務する職員	病院医療職給料表（一）の適用を受ける職員が専ら患者の診療に従事した場合	月額61,000円～165,000円

e 時間外勤務手当

支給実績（平成21年度決算見込み）	307,357千円
職員1人当たり平均支給年額（同上）	406千円
支給実績（平成20年度決算）	340,430千円
職員1人当たり平均支給年額（同上）	436千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

f その他の手当（平成22年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （平成21年度 決算見込み）	支給職員1人 当たり平均支 給年額 （同左）
扶養手当	知事部局に同じ			74,539 千円	200,914 円
住居手当	知事部局に同じ			47,551 千円	131,720 円
通勤手当	知事部局に同じ			83,944 千円	138,980 円
単身赴任手当	知事部局に同じ			4,894 千円	376,462 円
管理職手当	知事部局に同じ			29,830 千円	727,561 円
特地勤務手当	知事部局に同じ			1,886 千円	134,714 円
宿日直手当	知事部局に同じ			51,621 千円	905,632 円
夜勤手当	知事部局に同じ			72,130 千円	138,979 円
休日給	知事部局に同じ			117,954 千円	155,818 円
寒冷地手当	知事部局に同じ			39,688 千円	64,116 円
初任給調整手当	知事部局に同じ			261,702 千円	4,591,263 円

（注） 支給実績のある手当のみ記載しています。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間の状況（平成22年4月1日現在）

一般的な職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1日について7時間45分（午前8時30分～午後5時15分）、1週間について38時間45分です。

また、交替制勤務職員など、勤務の特殊性によりこの勤務時間により難い職員の勤務時間は、別に定めています。

(2) 職員の年次有給休暇の使用状況

年次有給休暇は、1年ごとに20日（中途採用者は別に人事委員会規則で定める日数）付与されており、20日を超えない範囲内の残日数は、翌年に繰り越すことができます。

平成21年の1人当たりの平均使用日数（対象：知事部局職員（非現業の一般職員））は、次のとおりです。

1人当たり平均使用日数
9.9日

(3) 病気休暇及び特別休暇の状況

病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ない場合に認められる有給休暇です。

特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として人事委員会規則で定められている有給休暇です。

平成22年4月1日現在、同規則で定められている特別休暇は、次のとおりです。

種 類	付与日数
1 産前産後休暇	産前8週間以内 産後8週間以内
2 配偶者の出産休暇	3日以内
3 育児参加休暇	5日以内
4 妊娠障害休暇	14日以内
5 妊産婦検診休暇	必要と認められる期間
6 通勤緩和休暇	1日1時間以内
7 育児休暇	1日2回各45分以内
8 子育て休暇	7日以内(子2人以上につき10日以内)
9 生理休暇	その都度2日以内
10 忌引休暇	配偶者の場合10日以内 ほか
11 結婚休暇	7日以内
12 配偶者、父母及び子の祭日の休暇	その都度1日
13 夏季休暇	5日以内
14 ボランティア休暇	5日以内
15 骨髄移植に係る登録又は骨髄液の提供の休暇	必要と認められる期間
16 リフレッシュ休暇	勤続20年に達する場合2日以内 永年勤続表彰を受けた場合3日以内
17 選挙権等の権利行使のための休暇	必要と認められる期間
18 裁判員、証人等として官公署へ出頭するための休暇	必要と認められる期間
19 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による交通の制限又は遮断を事由とする休暇	必要と認められる期間
20 風水震災等による交通の遮断を事由とする休暇	必要と認められる期間
21 風水震災等による職員の住居の滅失等を事由とする休暇	1週間の範囲内で必要と認められる期間
22 交通機関の事故等を事由とする休暇	必要と認められる期間
23 風水震災等による職員の退勤途上における身体の危険の回避を事由とする休暇	必要と認められる期間

(4) 育児休業等の利用状況

育児休業及び部分休業は、ともに職員が3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで取得することができるもので、そのうち部分休業については、勤務時間の始め又は終わりに1日を通じて2時間を超えない範囲(30分単位)で取得できることとしています。

育児短時間勤務は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、当該子がその始期に達するまで、常時勤務を要する職を占めたまま、一定の勤務形態により、職員が希望する日又は時間帯において勤務することができるものです。

なお、育児休業の場合は休業中、部分休業の場合は勤務しない時間が無給となり、育児短時間勤務の場合は、給料月額や職務関連の手当については、1週間の勤務時間に応じた額が支給されます。

平成21年度の取得状況は、次のとおりです。

(単位：人)

	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児短時間 勤務取得者 数	平成21年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員			
				(育児休業 等対象者数)	うち育児休 業取得者数	うち部分休 業取得者数	うち育児短 時間勤務取 得者数
男性職員	2 0	2 0	1 0	600	1	1	1
女性職員	353 456	26 3	18 6	386	352	23	11
計	355 456	28 3	19 6	986	353	24	12

(注) 1 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」及び「育児短時間勤務取得者数」の欄の上段は平成21年度に新たに育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)を取得した者、下段は育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)の期間が平成20年度以前から21年度にかけて引き続いている者の数です。

2 表左側の「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」及び「育児短時間勤務取得者数」の欄の上段の平成21年度に新たに育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)を取得した者の数には「平成21年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員で育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)をした者」と「平成20年度以前に育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)が取得可能となったが、平成21年度に新規に育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)をした者」の両方が含まれるので、表右側の「うち育児休業取得者数」、「うち部分休業取得者数」、「うち育児短時間勤務取得者数」の各々と必ずしも一致するわけではなく、また下回ることもありません。

(5) 介護休暇の取得状況

介護休暇は、職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷、疾病又は老齢のため、当該配偶者等を介護することが相当である場合に6月の期間内で認められる休暇で、勤務しない時間は無給となっています。

平成21年度の取得状況は、次のとおりです。

(単位：人)

	介護休暇取得者数
男性職員	5
女性職員	23
計	28

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

分限制度は、職員が恣意的にその職を奪われることのないよう身分を保障することにより、公務の中立性、安定性を確保し、公務能率の維持及びその適正な運営を図る趣旨から整備されています。

分限処分は、法又は条例に定める事由に該当する場合に限り、任命権者が職員の意に反して、その身分に不利益な変動をもたらす免職等の処分のことをいいます。

平成21年度の分限処分の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区 分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合 (地方公務員法第28条第1項第1号)	0	0	0	0	0
心身の故障の場合 (地方公務員法第28条第1項第2号、第2項第1号)	0	0	200	0	200
職に必要な適格性を欠く場合 (地方公務員法第28条第1項第3号)	0	0	0	0	0
職制等の改廃等により過員等を生じた場合 (地方公務員法第28条第1項第4号)	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合 (地方公務員法第28条第2項第2号)	0	0	0	0	0
条例に定める事由による場合 (地方公務員法第27条第2項)	0	0	5	0	5
合 計	0	0	205	0	205
地方公務員法第28条第4項により失職した者					0

(注) 1 対象職員は、一般職に属するすべての職員です。

2 分限処分者数

(1) 条件付採用期間中の職員及び臨時的任用職員のうち、分限処分に準ずる措置が行われたものは、便宜上分限処分に付された者としています。

(2) 平成21年度中に休職期間が更新された者を新たに休職処分に付された者とみなしています。

(3) 失職制度は広義の分限として位置付けられるものであるため、地方公務員法第16条の欠格条項に該当した者を分限処分に付された者とみなしています。

(4) 休職処分者数は、処分件数に着目して計上したものであり、延べ人数です。

(2) 懲戒処分の状況

懲戒制度は、職員の一定の義務違反に対して、道義的責任を追及することにより、地方公共団体における規律と公務遂行の秩序の維持を図る趣旨から整備されています。

懲戒処分は、法に定める事由に該当する場合に、職員の非違の責任を明らかにして科される制裁として、任命権者が職員の身分に不利益な変動をもたらす免職等の処分のことをいいます。

平成21年度の懲戒処分の状況は、次のとおりです。

ア 懲戒処分者数

(単位：人)

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令違反 (地方公務員法第29条第1項第1号)	15	23	2	3	43
職務上の義務違反又は怠慢 (地方公務員法第29条第1項第2号)	1	4	1	0	6
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行 (地方公務員法第29条第1項第3号)	3	7	5	2	17
合 計	19	34	8	5	66

イ 行為別懲戒処分者数内訳

(単位：人)

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
給与・任用に関する不正 (諸給与の不正領得等)	0	0	0	0	0
一般服務違反関係 (職務命令違反、信用失墜行為等)	4	12	2	1	19
一般非行関係 (傷害・暴行の刑法違反等)	1	2	5	1	9
収賄等関係	0	0	0	0	0
道路交通法違反	14	20	1	3	38
管理監督責任	0	0	0	0	0
合 計	19	34	8	5	66

5 職員のサービスの状況

職員のサービスについては、法第30条にサービスの根本基準が定められているほか、法令等及び上司の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限などの義務や制限が課されています。

これらのサービス規律を保持するため、懲戒制度の適切な運用に努めているほか、日ごろから職員に対して注意を喚起し、その徹底を図っています。

平成21年度のサービス規律の遵守に関する主な取組状況は、次のとおりです。

任命権者	取 組 内 容	周知方法等
知 事	<p>職員のサービス規律の厳正な保持について、定期的（夏季、年末及び年度末）に周知したほか、選挙の実施や職員が不祥事を起こした際など、必要に応じて随時、職員への周知等を行った。</p> <p>なお、平成19年度から、各所属に「コンプライアンス委員会」を設置し、職員の法令遵守等の意識高揚に努めている。</p>	<p>文書による通知 各所属におけるコンプライアンス委員会の開催等</p>
病院事業 管理者	<p>○選挙が実施された場合のサービス規律に関する通知</p> <p>○7月、12月及び3月期において事故防止及びサービス規律保持の通知</p> <p>○職員にサービス規律違反が発生した場合は随時規律保持徹底の通知</p> <p>各所属に対して福島県倫理条例に基づいて、贈与の有無にかかわらず四半期ごとに報告を義務づけている。</p>	<p>文書による通知及び各所属内の会合、回覧等</p>
教育委員会	<p>○平成21年5月、全県立学校及び市町村立学校の校長を対象として、学校事故防止対策協議会を県内7地区で開催し、不祥事根絶に向けた意識改革を行った。</p> <p>○平成21年6月、教職員の不祥事が続発したことから、県立学校長、各教育事務所長及び両教育センター所長を緊急に招集し、綱紀粛正の徹底を行った。</p> <p>○平成21年6月から8月までの間、教育長等が全県立学校長との面談を実施し、教育現場が抱える人事や組織上の課題について双方向での意見交換を行った。また、その際、25校の教職員との直接対話を行うことにより、教育現場が抱える課題について双方向での意見交換を行った。</p> <p>○平成21年7月から8月までの間、県教育委員等が全市町村教育委員会を訪問し、市町村教育委員会教育長と双方向での意見交換を行った。</p> <p>○平成21年7月から8月までの間、県立学校の講師研修会を開催し、教育長等が講話を行うとともに、サービスと勤務について講義を実施し、不祥事根絶に向けた意識改革の徹底を図った。また、同時期に開催された県立学校教諭等を対象とする研修会の際にも、教育長等が講話を行い、不祥事根絶に向けた意識改革の徹底を図った。</p> <p>○教育センター等で開催された新採用教員等を対象とするすべての基本研修において、教育長等が講話を行った。</p> <p>○平成22年3月、不祥事防止のための冊子「信頼される学校づくりを職場の力で」を作成し、県立学校及び市町村立学校に勤務する全教職員に配付した。</p>	<p>教育長等がサービス規律の遵守について講話した後、県教育委員が出席者から教育現場の声を聞き、必要に応じてアドバイスをを行う等、双方向での意見交換を実施した。</p> <p>不祥事の具体的状況を踏まえた再発防止策についての指示等を行った。</p> <p>管理職の意識改革を促すとともに、教職員の意識改革に向けた取組みを働きかけた。また、教職員に対しても、サービス規律の遵守について直接働きかけた。</p> <p>不祥事根絶に向けてサービス監督権者との連携を図った。</p> <p>サービス規律の遵守について県立学校教職員に直接働きかけた。</p> <p>サービス規律の遵守について研修受講者に直接働きかけた。</p> <p>各学校のサービス倫理委員会等における平成22年度以降の活用を促した。</p>
警察本部長	<p>警察職員は、警察の任務が県民から負託されたものであることを自覚し、県民の信頼に応えられるよう高い倫理観の涵養と適切な職務執行の徹底を図った。</p>	<p>文書による通知 機会教養 各種会議</p>

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の実施状況

職員の勤務能率の発揮及び増進のため、職層や経験年数に応じて行う指名研修や、個々の職員が習得したい知識及び技能を受講希望する選択型の研修のほか、専門研修、職場研修、派遣研修等、各種研修を実施しています。

平成21年度の主な研修の実施状況は、次のとおりです。

ア 一般行政職等

研修区分	研修名	受講者数(人)						合計	
		知事部局	企業局	病院局	教育	警察本部	その他		
指名研修	新採用職員	255	0	45	34	0(11)	0	334	()は県警察学校での研修
	係員	599	2	84	115	47(26)	5	852	()は管区警察学校での研修
	管理者	191	4	5	21	0(10)	3	224	
	管理者特別研修	76	1	0	16	0(1)	0	93	
	計	1,121	7	134	186	47(48)	8	1,503	
個別選択研修	基礎能力・業務遂行能力開発	42	3	4	1	3(46)	2	55	()は警察大学校、管区警察学校及び県警察学校での研修(研修区分 専科)
	政策形成能力開発	26	0	0	0	0	0	26	
	協働・対人能力開発	71	0	2	8	12	1	94	
	マネジメント能力養成	31	1	2	0	2	0	36	
	指導者養成	26	0	2	2	0	0	30	
	行政経営セミナー	102	3	0	6	2	3	116	
	中国語講座	6	0	0	0	0	0	6	
	計	304	7	10	17	19(46)	6	363	
派遣研修	15	0	0	0	2	0	17		
合計	1,440	14	144	203	68(94)	14	1,883	()は外数	

イ 教育職

研修区分	研修名	概要	受講者数(人)
研修	経験者研修Ⅰ	教職経験5年の教員を対象にして、学習指導法など専門的な力量の向上を図る。	200
	経験者研修Ⅱ	教職経験10年の教員を対象にして、今までの教育活動を振り返り、自己の課題や適性等を再確認し、実践的指導力の向上を図る。	220

ウ 公安職

	研修区分	概要	受講者数(人)
	研修名		
採用時 教養	初任科・初任補修科	新たに採用された警察官を対象に、職責の自覚と使命感を培い、地域警察活動に必要な基礎的知識・技能の習得及び体力・気力の錬成を図る。	327
任用科	県警察学校	警部、警部補、巡査部長に昇任又は昇任が予定されている警察官に対し、必要な知識・技能の補完を図る。 また、各部門に新たに任用する警察官に対し、職責の自覚と専務員としての基礎的知識・技能の習得を図る。	141
	管区警察学校		171
	警察大学校		23
専科	県警察学校	特定の分野に関する専門的知識・技能の習得を図る。	709
	管区警察学校		63
	警察大学校		75

(2) 勤務成績の評定の状況

ア 知事部局等

勤務の評定の目的	勤務評定は、法第40条の規定に基づき、職員の能力開発・人材育成、適材適所の人事配置等に必要なる人事管理上の資料の整備を図ることを目的としています。
対象職員	勤務評定は、次に掲げる職員以外のすべての職員を対象としています。 ・ 非常勤職員又は臨時的任用職員 ・ 教育職給料表、医療職(一)給料表又は技能労務職給料表の適用を受ける職員 ・ 給料の特別調整額を受ける管理職員
評定者等	① 評定者は直近上位の管理職とし、最終評定者を所属長としています。また、実施責任者を各部局長等としています。 ② 実施責任者は評定結果を厳正に審査し、不相当と認めるときは所要の訂正を命じることができることとしています。
基準日及び期間	① 平成21年8月1日を基準日として前1年間について作成しました。 ② ただし、転任、配置転換等の日から3月に満たない職員や長期の休職、研修等により基準日前3月以上にわたって業務に従事しなかった職員などについては、3月を満了するまで延期して実施することとしています。
評定結果の活用	評定結果については、職員の能力開発・人材育成及び適材適所の人事配置の基礎資料として活用しました。

イ 教育委員会(県立学校・市町村立学校)

勤務の評定の目的	勤務評定は、職員の適正配置等、公正な人事管理の基礎資料の一つとするものです。
対象職員	勤務評定は、次に掲げる職員以外のすべての県立学校の教員、市町村立学校の教職員を対象としています。 ・ 6月以内の期間を定めて任用される職員 ・ 非常勤の職員 ・ 指導主事に充てられた教員等
評定者等	評定者は、校長については教育長(市町村立学校の場合は市町村教育委員会教育長)とし、校長以外については当該職員の所属する学校の校長としています。
基準日及び期間	原則として、平成21年9月1日を基準日として前1年間について評定しました。
評定結果の活用	評定結果については、人事配置や研修等の基礎資料として活用しました。

ウ 警察本部

勤務の評価の目的	勤務評価は、法第40条の規定に基づき、職員が職務と責任を遂行した勤務実績、能力及び適性を統一的に評価し、これを職員の処遇、計画的な人材育成、適材適所の人事配置等に活用し、併せて、公務能率の向上に資するために行っています。
対象職員	勤務評価は、次に掲げる職員以外のすべての職員を対象としています。 ・ 地方警務官 ・ 非常勤又は臨時的任用職員
評価者等	評価は、原則として、被評価者の複数の上司により行い、調整は、評価者の上位の職にある者が行うものとしています。
基準日及び期間	評価期間は、1月1日から12月31日までの期間とし、12月31日現在で実施しました。
評価結果の活用	評価の結果は、人材育成、人事配置等に活用しました。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福利厚生の実施状況

ア 安全衛生管理

職員の安全の確保及び健康の保持増進を図り、快適な職場環境を実現するため、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び福島県職員安全衛生管理規程（昭和58年福島県訓令第11号）に基づき、安全管理者、衛生管理者、産業医等を選任するとともに、衛生委員会、安全衛生委員会等を設置し、職員の安全衛生管理に努めています。

イ 職員の健康管理

疾病の予防、早期発見を図るため、労働安全衛生法に基づき、「胸部健康診断」、「成人病予防健康診断」、「特別健康診断」などの各種健康診断等を実施し、職員の健康管理に努めています。

平成21年度の実施状況は、次のとおりです。

(7) 健康診断の実施状況

a 知事部局等（病院局、教育委員会及び警察本部を除く。）

健康診断種別	実施主体	対象者数	受診者数	受診率 (%)
胸部健康診断	県	4,863	4,805	98.8
特別健康診断	県	1,326	2,329	87.8
成人病予防健康診断（35歳以上）	県	3,309	3,269	98.8
成人病予防健康診断（35歳未満）	県	1,492	1,464	98.1
新規採用職員健康診断	県	109	109	100.0
婦人科健康診断（子宮がん）	県	432	368	85.2
婦人科健康診断（乳がん）	県	184	165	89.7
人間ドック健康診断	県・共済組合	1,865	1,852	99.3
VDT作業従事職員健康診断	県	5,124	3,617	70.6

(注) 特別健康診断の受診者数は、年2回実施の延べ人数です。

b 病院局

健康診断種別	実施主体	対象者数	受診者数	受診率 (%)
胸部健康診断	病院局	724	671	92.7
特別健康診断	病院局	904	838	92.7
成人病予防健康診断（35歳以上）	病院局	459	428	93.2
成人病予防健康診断（35歳未満）	病院局	254	224	88.2
新規採用職員健康診断	病院局	15	12	80.0
婦人科健康診断（子宮がん）	病院局	189	148	78.3
婦人科健康診断（乳がん）	病院局	114	96	84.2
人間ドック健康診断	県 共済組合	191	187	97.9
VDT作業特定従事職員健康診断	病院局	184	164	89.1

(注) 特別健康診断の対象者数及び受診者数は、延べ人数です。

c 教育委員会

健康診断種別	実施主体	対象者数	受診者数	受診率 (%)
新規採用教職員健康診断	県（教）	105	105	100.0
教職員定期健康診断	県（教）	5,448	5,263	96.6
教職員結核健康診断	県（教）	5,448	4,825	88.6
VDT作業従事教職員健康診断	県（教）	4,741	4,319	91.1
教職員人間ドック（脳ドックを含む。）	共済組合 県（教） 市町村 互助会	6,671	5,492	82.3
乳がん・子宮がん検診	共済組合 県（教）	7,172	4,084	56.9

d 警察本部

健康診断種別	実施主体	対象者数	受診者数	受診率 (%)
生活習慣病検診	県（警） 共済組合	3,590	3,567	99.4
雇入時健康診断	県（警）	179	179	100.0
結核精密検査	県（警）	1	1	100.0
特別健康診断	県（警）	62	61	98.4
婦人科検診	県（警）	182	151	83.0

(イ) その他の事業の概要（主なもの）

a 知事部局等（教育委員会及び警察本部を除く。）

事業名称	事業概要	実施主体	実施人数
健康診断事後指導	要注意所見のある職員の指導	県	145
健康相談事業	心身の健康に関する相談	県	212
30歳時健康教育事業	心と体の健康づくり	県	96
メンタルヘルスサポート研修	心の健康づくり	県	129
メンタルヘルス（職場復帰・再発防止支援）研修会	心の健康づくり	県	67
特定健康診査・ 特定保健指導事業	特定健康診査 特定保健指導	メボリックシフト・ロムに着目した検診 検診結果に基づいた指導	共済組合 ※5,048 591

※被扶養者を含む。

b 教育委員会

事業名称	事業概要	実施主体	実施人数
教職員相談	職場や家庭、健康についての相談	県（教）	258
メンタルヘルスセミナー	教職員の心の健康づくり	共済組合	194
教職員健康相談事業	心身の悩みについての相談	共済組合	20

c 警察本部

事業名称	事業概要	実施主体	実施人数
ライフプラン研修会	健康づくり	県（警）	242
所属生活相談員研修会	メンタルヘルスアップ	県（警）	72
メンタルヘルスセミナー	心の健康づくり	県（警）	112
メンタルヘルス講座	〃	共済組合	726
健康管理講習会	健康管理の集団指導	県（警）	74
保健指導	心身の健康に関する個別指導	県（警）	99

(2) 公務災害等の状況

区 分	平成20年度 度 末 未認定件数	平成21年 度 中 申 請 件 数	平成21年度中認定状況				平成21年 度 末 未認定件数
			公務上	公務外	取下げ	計	
公務災害	2	182	179	1	0	180	4
通勤災害	0	14	14	0	0	14	0
合 計	2	196	193	1	0	194	4

(3) 職員の利益の保護の状況

職員の利益は、勤務条件に関する措置要求制度及び不利益処分に対する不服申立て制度により保護されています。

ア 勤務条件に関する措置要求制度

法第46条により、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、任命権者により適当な措置が執られるべきことを要求することができる制度。

イ 不利益処分に対する不服申立て制度

法第49条により、懲戒その他職員の意に反すると認める不利益処分を受けたとき、人事委員会に不服申立てをすることができる制度。

これらの制度に関する平成21年度の状況は「福島県人事委員会の業務報告（平成21年度）」3及び4のとおりです。

8 その他知事が必要と認める事項

(1) 公益通報の状況

職員からの内部通報に関する窓口を設置し、通報者の保護を図りながら、法令違反等の未然防止や是正等の措置を行うことにより、適法かつ公正な県政運営を進めるため、公益通報制度を実施しています。

なお、平成21年度の状況は、以下のとおりです。

機 関 名	通報件数	(うち受理件数)	(うち不受理件数)
知事部局	1	1	0
企業局	0	0	0
病院局	0	0	0
教育委員会	0	0	0
警察本部	0	0	0
その他委員会等	0	0	0

(注) 知事部局の受理件数1件のうち是正措置を要しなかったもの 1件

(2) 職員に対する働きかけに関する対応状況

職員が、一定の公職にある者等から入札及び契約事務並びに採用その他人事に関する事務に関する働きかけを受けた場合、その内容を記録し、組織として適切な対応に努めるとともに、透明で開かれた県政の運営に資するよう当該記録票については、公開の対象としております。ただし、議会、公聴会等の公式又は公開の場におけるもの、陳情書、要望書等の書面によるもの及び単なる照会又は資料請求は、記録の対象から除きます。

(平成21年度の状況)

働きかけを受けた案件 なし

II 福島県人事委員会の業務報告（平成21年度）

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験の実施状況

ア 実施日

区 分	試験公告日	受付期間	第1次試験日	第2次試験日	名簿確定日		
大学卒程度	5月1日	5月1日～5月22日	6月28日	8月3日～8月5日	8月21日		
資格免許職	5月1日	8月3日～8月21日	9月27日	11月10日～11月11日	11月27日		
高校卒程度	5月1日	8月3日～8月21日	9月27日	11月10日～11月11日	11月27日		
警察官	通常試験 警察官A(男性)	5月1日	5月11日～6月5日	7月12日	8月25日～8月26日	10月2日	
	警察官A(女性)						
	警察官B(男性)		7月17日～8月14日	9月20日	11月4日～11月5日		12月11日
	警察官B(女性)						
	特別募集 警察官A(男性)	3月23日	3月23日～4月10日	5月10日	6月25日～6月26日	7月31日	
	警察官A(女性)						
警察官B(男性)							
警察官B(女性)	—	—	—	—	—		
市町村立学校栄養職員	5月1日	8月3日～8月21日	9月27日	11月10日～11月11日	11月27日		
市町村立学校事務職員							

イ 競争試験の実施状況

(単位：人・%)

事項		採用予定者数	申込者数 a	受験者数 b	受験率 b/a	第1次 合格者数	最終 合格者数 c	競争倍率 b/c	
大 学 卒 程 度	行政事務	50	607(219)	435(151)	71.7(68.9)	101(28)	58(19)	7.5	
	警察事務	4	40(21)	28(12)	70.0(57.1)	14(4)	4(1)	7.0	
	農業	8	57(17)	45(15)	78.9(88.2)	22(9)	8(3)	5.6	
	農業土木	—	—()	—()	—()	—()	—()	—	
	林業	—	—()	—()	—()	—()	—()	—	
	土木	14	33(3)	28(2)	84.8(66.7)	16(0)	10(0)	2.8	
	建築	4	31(8)	24(7)	77.4(87.5)	7(3)	5(2)	4.8	
	化学	5	40(12)	31(10)	77.5(83.3)	17(5)	5(1)	6.2	
	農芸化学	5	13(4)	6(1)	46.2(25.0)	6(1)	5(1)	1.2	
	薬学	4	9(5)	6(4)	66.7(80.0)	6(4)	4(2)	1.5	
	畜産	—	—()	—()	—()	—()	—()	—	
	水産	—	—()	—()	—()	—()	—()	—	
	機械	3	21(0)	15(0)	71.4(0.0)	8(0)	3(0)	5.0	
	心理判定員	3	37(27)	34(24)	91.9(88.9)	11(7)	4(3)	8.5	
小計	100	888(316)	652(226)	73.4(71.5)	208(61)	106(32)	6.2		
資格 免許 職	司書	3	109(86)	90(73)	82.6(84.9)	11(8)	3(3)	30.0	
	栄養士	—	—()	—()	—()	—()	—()	—	
	臨床検査技師	6	28(16)	20(9)	71.4(56.3)	16(8)	6(4)	3.3	
	小計	9	137(102)	110(82)	80.3(80.4)	27(16)	9(7)	12.2	
高 校 卒 程 度	行政事務	8	134(70)	99(56)	73.9(80.0)	23(10)	14(8)	7.1	
	警察事務	2	23(12)	18(9)	78.3(75.0)	7(3)	4(2)	4.5	
	農業土木	—	—()	—()	—()	—()	—()	—	
	林業	—	—()	—()	—()	—()	—()	—	
	土木	—	—()	—()	—()	—()	—()	—	
	小計	10	157(82)	117(65)	74.5(79.3)	30(13)	18(10)	6.5	
警 察 官 試 験	通常 A	男性・一般	71	596	500	83.9	313	79	6.3
		男性・情報処理	—	—	—	—	—	—	—
		男性・英語	—	—	—	—	—	—	—
		男性・北京語	—	—	—	—	—	—	—
		男性・柔道	—	—	—	—	—	—	—
		男性・剣道	—	—	—	—	—	—	—
		女性・一般	4	113	84	74.3	18	7	12.0
		女性・情報処理	—	—	—	—	—	—	—
		女性・英語	—	—	—	—	—	—	—
		女性・北京語	—	—	—	—	—	—	—
	B	男性・一般	52	395	343	86.8	241	53	6.5
		男性・柔道	—	—	—	—	—	—	—
		男性・剣道	—	—	—	—	—	—	—
		女性・一般	3	71	63	88.7	15	4	15.8
小計	130	1,175(184)	990(147)	84.3(79.9)	587(33)	143(11)	6.9		
特 別 募 集 官	警察官A	男性	60	384	324	84.4	247	61	5.3
		女性	—	—	—	—	—	—	—
	警察官B	男性	—	—	—	—	—	—	—
		女性	—	—	—	—	—	—	—
	小計	60	384(0)	324(0)	84.4(0.0)	247(0)	61(0)	5.3	
市町村立学校栄養職員	6	76(72)	70(66)	92.1(91.7)	20(19)	6(6)	11.7		
市町村立学校事務職員	5	55(38)	43(30)	78.2(78.9)	17(11)	5(3)	8.6		
合計	320	2,872(794)	2,306(616)	80.3(77.6)	1,136(153)	348(69)	6.6		

注) 表中の()内の数字は、女性の内数。

(2) 採用選考・昇任選考の実施状況

給料表	採用・昇任の別		採 用					昇 任				
	任命権者 相当職	知事	教育 委員会	警察 本部	その他	計	知事	教育 委員会	警察 本部	その他	計	
行政職	部長相当職	1	0	0	0	1	10	0	0	0	10	
	部次長相当職	3	0	0	0	3	26	3	0	4	33	
	課長相当職	5	9	0	0	14	54	21	5	4	84	
	副課長相当職	1	0	0	0	1	113	2	17	3	135	
	主査相当職	6	0	1	0	7	138	17	20	7	182	
	上級係員	4	0	1	0	5						
	係員	14	1	3	0	18						
計	34	10	5	0	49	341	43	42	18	444		
公安職	警視(部長)	0	0	0	0	0	0	0	18	0	18	
	警視(課長)	0	0	7	0	7	0	0	23	0	23	
	警部	0	0	8	0	8	0	0	50	0	50	
	警部補	0	0	5	0	5	0	0	33	0	33	
	巡査部長	0	0	0	0	0	0	0	15	0	15	
	巡査	0	0	4	0	4						
	計	0	0	24	0	24	0	0	139	0	139	
研究職	研究所長相当職	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	
	研究部長相当職	0	0	0	0	0	2	1	0	0	3	
	研究主任相当職	0	3	0	0	3	5	1	0	0	6	
	上級研究員	0	0	0	0	0						
	研究員	1	0	1	0	2						
	計	1	3	1	0	5	9	2	0	0	11	
医療職(一)	病院長相当職	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	
	診療部長相当職	0	0	0	2	2	0	0	0	3	3	
	医長相当職	1	0	0	7	8	1	0	0	5	6	
	医員	3	0	0	1	4						
	計	5	0	0	10	15	1	0	0	8	9	
医療職(二)	医療所長相当職	0	0	0	0	0	5	0	0	0	5	
	医療部長相当職	0	0	0	0	0	9	0	0	1	10	
	医療主任相当職	0	0	0	0	0	7	0	0	1	8	
	上級医療係員	2	1	0	0	3						
	医療係員	5	0	0	1	6						
	計	7	1	0	1	9	21	0	0	2	23	
医療職(三)	看護部長相当職A	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	看護部長相当職B	0	0	0	1	1	1	0	0	11	12	
	看護師長相当職	1	0	0	0	1	3	0	0	11	14	
	上級看護係員	0	0	0	0	0						
	看護係員	3	0	0	1	4						
	計	4	0	0	2	6	4	0	0	22	26	
事務職	副課長相当職	0	0	0	0	0	0	4	0	0	4	
	主査相当職	0	0	0	0	0	0	37	0	0	37	
	上級係員	0	0	0	0	0						
	係員	0	0	0	0	0						
	計	0	0	0	0	0	0	41	0	0	41	
医療職	医療主任相当職	0	0	0	0	0	0	7	0	0	7	
	上級医療係員	0	0	0	0	0						
	医療係員	0	0	0	0	0						
	計	0	0	0	0	0	0	7	0	0	7	
教育職	主任管理主事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	管理主事	0	12	0	0	12						
	計	0	12	0	0	12	0	0	0	0	0	
合 計		51	26	30	13	120	376	93	181	50	700	

2 給与、勤務時間その他勤務条件に関する報告及び勧告の状況

別紙1及び別紙2のとおり

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

(1) 係属状況

区分	係属件数			処 理 件 数						翌年度への繰越 (A)-(B)	
	前年度からの繰越	新規申立て	計(A)	却下	取下げ	打切り	判 定				計(B)
							処分取消	処分修正	処分承認		
給 与											
旅 費											
勤 務 時 間											
休 暇											
執 務 環 境											
厚 生 福 利											
転 任											
任 用											
そ の 他	1		1	1						1	0
計	1		1	1						1	0

(2) 完結事案一覧表

該当なし

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

(1) 係属状況

区分	係属件数			処 理 件 数						翌年度への繰越 (A)-(B)	
	前年度からの繰越	新規申立て	計(A)	却下	取下げ	打切り	判 定				計(B)
							処分取消	処分修正	処分承認		
分 限 処 分	降 給										
	降 任										
	休 職										
	分限免職	2		2							2
懲 戒 処 分	戒 告	109		109							109
	減 給										
	停 職										
	懲戒免職	1		1					1	1	0
転 任		1	1	1						1	0
そ の 他											
計	112	1	113	1					1	2	111

(2) 完結事案一覧表

事案名等	請 求 者	処 分 者	処分の内容	完結年月日	判 定
—	公立学校教員	県教育委員会	転任処分	平成21年11月26日	却 下
18(不)2	公立学校教員	県教育委員会	懲戒免職処分	平成22年3月25日	処分承認

5 人事行政相談の状況

人事行政相談員が、職員から相談を受けた件数 71件

6 その他

(1) 職員団体の登録の状況

ア 登録職員団体名

福島県高等学校教職員組合
 自治労福島県職員労働組合
 福島県立高等学校教職員組合
 福島県学校事務労働組合

イ 平成21年度変更登録年月日とその内容

福島県高等学校教職員組合 平成21年 4月 3日(役員、事務所の所在地の変更)
 自治労福島県職員労働組合 平成21年 4月 7日(役員の変更)
 福島県立高等学校教職員組合 平成21年 4月 7日(役員の変更)
 福島県学校事務労働組合 平成21年 4月 28日(役員の変更)

(2) 管理職員等の範囲の指定の状況

組織及び職の改廃等により、県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則を改正
 平成21年6月 5日規則改正

(3) 労働基準監督機関としての職権の行使

ア 対象事業場

区分	労基法別表第1第11号	労基法別表第1第12号	官公署	計
事業場数	0	143	99	242

イ 解雇予告除外認定

4 件

ウ 特定機械等の設置及び検査状況(平成21年度末現在の基数)

検査種類	ボイラー	第一種圧力容器
設置数	84	29
性能検査	77	27
落成検査	2	—
使用再開検査	1	—
廃止報告	9	—
休止報告	3	—